

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（規約の記載事項の細目）</p> <p>第百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>六 法第六十七条第一項第十四号に掲げる事項 成立時の一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社となるべき者の全てについて、それぞれ次に掲げるもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ これらの者との間の契約において定めるべき事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の内容の変更に關する事項、これらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（成立時において資産運用会社となるべき者と締結すべき契約に、資産の運用に係る権限の全部又は一部の再委託に關する規定を設ける場合においては、当該規定の内容（資産の運用に係る権限の全部又は一部を適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法</p>	<p>（規約の記載事項の細目）</p> <p>第百五条 「同上」</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>六 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ これらの者との間の契約において定めるべき事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の内容の変更に關する事項、これらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（成立時において資産運用会社となるべき者と締結すべき契約に、資産の運用に係る権限の一部の再委託に關する規定を設ける場合においては、当該規定の内容（資産の運用に係る権限の一部を適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録</p>

第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者に再委託することを内容とするものであるときは、その旨を含む。）を含む。）

七 「略」

（資産運用委託契約の概要として記載する内容）

第三百三十六条 法第八十三条第二項に規定する内閣府令で定める細目は、全ての資産運用会社につき、それぞれ次に掲げるものとする。

一 「略」

二 それらの者との間の契約において定める事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の変更に關する事項、それらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（これらの者との間の契約に、資産の運用に係る権限の全部又は一部の再委託に關する規定を設ける場合においては、当該規定の内容（資産の運用に係る権限の全部又は一部を適格投資家向け資産運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者に再委託することを内容とするものであるときは、その旨を含む。）を含む。）

（投資法人の登録申請書の添付書類）

第二百十五条 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

を受けた金融商品取引業者に再委託することを内容とするものであるときは、その旨を含む。）を含む。）

七 「同上」

（資産運用委託契約の概要として記載する内容）

第三百三十六条 「同上」

一 「同上」

二 それらの者との間の契約において定める事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の変更に關する事項、それらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（これらの者との間の契約に、資産の運用に係る権限の一部の再委託に關する規定を設ける場合においては、当該規定の内容（資産の運用に係る権限の一部を適格投資家向け資産運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者に再委託することを内容とするものであるときは、その旨を含む。）を含む。）

（投資法人の登録申請書の添付書類）

第二百十五条 「同上」

<p>〔一〇十一 略〕</p> <p>十二 資産運用会社が資産の運用に係る権限の全部又は一部を再委託した場合には、その再委託契約書の写し 〔十三・十四 略〕</p> <p>(登録事項変更の届出)</p> <p>第二百十九条 登録投資法人は、法第九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に 応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 資産運用会社が資産の運用に係る権限の全部又は一部を再委託した場合の当該再委託を受けた者に変更があった場合 新たに再委託を受けることとなった者に係る第二百十五条第十二号に掲げる書面</p> <p>六 〔略〕</p>	<p>〔一〇十一 同上〕</p> <p>十二 資産運用会社が資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合には、その再委託契約書の写し 〔十三・十四 同上〕</p> <p>(登録事項変更の届出)</p> <p>第二百十九条 〔同上〕</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>五 資産運用会社が資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合の当該再委託を受けた者に変更があった場合 新たに再委託を受けることとなった者に係る第二百十五条第十二号に掲げる書面</p> <p>六 〔同上〕</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。